

全 建 労 発 第 4 4 号
平 成 2 2 年 9 月 6 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
(公印省略)

建設共済制度（法定外労災補償）加入促進月間の実施についてお願い

このたび財団法人建設業福祉共済団では別添のとおり平成22年10月1日から11月30日までの期間を「建設共済制度加入促進月間」として、加入促進活動を行うこととなり、本会に対し協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し、建設共済制度（法定外労災補償）への加入促進につきましてご周知方ご協力賜われますようお願い申し上げます。

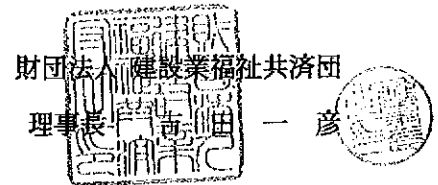
以 上

建福共第 22-37 号

平成 22 年 9 月 2 日

社団法人 全国建設業協会

会 長 浅沼 健一 殿



建設共済制度（法定外労災補償）加入促進月間の実施についてお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

建設共済制度の普及につきましては、かねてより格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、本年 11 月 1 日に建設共済制度創設 40 周年を迎えるにあたり、引き続き本制度の安定運営が行えるように一層の普及を図る為、10 月 1 日から 11 月 30 日までの 2 ヶ月間、建設共済制度加入促進月間を実施することといたしました。

建設共済制度は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」で構成される法定外労災補償制度としての機能は勿論、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、身体障害・傷病 1～3 級に該当した者の子を対象）も備えた制度であります。

今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、引き続き会員の加入率の引き上げを目指し、加入促進を図る所存でございます。

つきましては、この加入促進月間にあたり共済制度の趣旨の徹底並びに加入促進について各都道府県建設業協会の格別のご協力を得られますよう特段のご配慮を仰ぎたくよろしくお願い申し上げます。